

○たきぐち委員 それでは、請願五第九号の一、葛西臨海水族園に関して何点か伺いたいというふうに思います。本請願は、葛西臨海水族園のリニューアルに当たって、事業者を決定するまでの入札の審査過程や、議会における承認手続に瑕疵がないかどうかということを問うているものであります。

事業手法としてPFI方式を活用し、入札については総合評価一般競争入札を実施するものとして、INOCHIグループが落札したわけでありましたが、この一連の経緯や審査結果などについては、ホームページで公表されているとおりにかと思えます。

入札に参加した二つのグループの審査項目ごとの加点結果についても公開されているところでありますが、これらの審査が適正に実施されたのか、また、特にINOCHIグループの展示計画や設備計画、バリアフリー計画など、施設整備に関する加点が大きかったわけでありましたが、こういった点が評価されたのか伺います。

○根来公園計画担当部長 本事業におきましては、総合評価一般競争入札による提案審査等を公平かつ適正に行うため技術審査委員会を設置し、新たな水族館を整備し管理するという本事業の特性を踏まえ、建築や環境など様々な分野の専門家等十三名を委員として選定いたしました。

技術審査委員会においては、入札参加者のうち、最も優れた提案を行った者を客観的に評価、選定するための方法及び基準を示す落札者決定基準を策定し、審査項目、配点等をあらかじめ公表した上で、適正に審査を実施いたしました。

落札した事業者の提案は、まず展示計画については、単なる知識提供ではなく、来園者の体験の深まりを促す双方向のコンテンツなど、水槽展示だけではない、様々なコンテンツの提案などが評価されました。

設備計画については、主要な設備機器を別棟に設置し、現在の施設で課題となっているメンテナンスや将来の更新が容易となる点が評価されました。

バリアフリー計画については、ICTの導入による様々な障害に対応した展示解説の工夫など、来園者への対応が具体的に明記されている点が評価されました。

これらの点も含め、施設整備に関する項目の全般にわたり高い評価がなされました。

○たきぐち委員 建築や環境などの専門家で構成される技術審査委員会で、あらかじめ落札者決定基準を策定して、審査項目、配点などを公表した上で審査を実施したということであります。

評価につきましては、審査講評にも記されているところでありますが、例えばバリアフリーに関して、ICTの導入などで様々な障害に対応した展示解説の工夫があると。今答弁がありましたけれども、車椅子対応だけではなく、聴覚障害や視覚障害、さらに、足腰の弱い方など、年代にも配慮した具体案が明記されていたとも伺っているところであります、これらの提案が総合的に評価されたものと理解をいたしました。

次に、前回の委員会の中で、落札されなかったTOKYO Aqua-Lifeの提案内容を示すべきだとの議論もありましたが、総合評価一般競争入札において、こうした非落札企業や非落札グループの案を発注者側が公開することができるのかどうか伺います。

○根来公園計画担当部長 総合評価一般競争入札においては、発注者は民間の技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにするなど、取扱いに留意することとされております。

本事業におきましては、事業提案内容については、著作権が事業者に帰属しており、公表の際には事業者の同意が必要であること、さらに、契約に至らなかった入札参加者の提案については、都による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないこととし、そのことを入札説明書に明記しております。

○たきぐち委員 ご答弁がありましたとおり、これは建設局だけではなくて、各局において実施される総合評価一般競争入札においては、技術提案自体が提案者の知的財産であるから取扱いに留意すべしという、これは公共工事の品質確保の促進に関する方針の政府の閣議決定においても、また、都の財務局の実施要綱にも定められているものだと理解をしております。

ということからすれば、前回の委員会の中で、日刊紙の記事を基に、その記事の案が提案者の本物の案かどうかを局に問い詰めるやり取りがありましたけれども、これは知的財産や著作権を考慮した姿勢ではありませんし、国や都が定める取決めを破る行為を迫ったものであったと、私は強く違和感を感じたということは申し上げておきたいと思います。

改めて発注者は、今ご答弁ありましたけれども、民間の知的財産や著作権の保護に対して責務を負っているということを確認しておきたいと思います。

最後に、議会に対する手続に瑕疵があるかどうかについてであります。これまで議会にはどのように報告をしてきたのか改めて確認をすると同時に、一連の手続に関する所見を伺います。

○根来公園計画担当部長 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律におきまして、予定価格が五億円以上の事業契約を締結する場合には、あらかじめ議会の議決を経なければならないことが定められております。

この規定に基づき、本事業の事業契約案を令和四年第四回都議会定例会に上程し、審議を経て可決されております。また、事業契約案の議決に先立ち、葛西臨海水族園の更新に向けた事業計画について、令和二年第一回都議会定例会の環境・建設委員会にて報告を行っているほか、本会議や委員会における質疑を通じてご議論をいただいております。

○たきぐち委員 葛西臨海水族園は、平成元年十月の開園から三十年になろうとする平成二十九年にあり方検討会が立ち上がって、この報告書が公表されて以降、十回ほどプレス発表もなされていると確認をしております。

また、議会に対しても、今ご答弁がありましたとおり、令和二年第一回定例会の環境・建設委員会に事業計画の報告があって、PFI法に基づいて、昨年の四定に上程された契約案については、我が会派からは成清理事が質疑を行って、委員会、そして本会議で議決を行ったものと改めて確認をいたしました。

本事業は、こうした一連の手続を経たものと理解をいたしました。同時に、PFI手法と指定管理者制度を併用して、民間の自由な発想と最新技術の活用が図られる魅力ある施設となるように、また、当該地域が都民から愛されるエリアとなるよう、そして、緑の保全と新たな緑の創出がなされるよう、これまでの議論をしっかりと踏まえ、水族館の整備事業を進めていただきたいということを要望して、質疑を終わります。